

「検査協力医療機関についての相談に対応する」高知県との懇談で

10月12日(月)、「新型コロナ」の影響に関するアンケート結果と、今後の対策についてまとめた「提言」をもって、高知県の担当部局との懇談を行いました。その中で「検査協力医療機関」に手上げをしたくても「動線の確保」等の問題で困っている医療機関があることについて、今後も相談に対応していくと回答がありました。また減収となっている医療機関への支援について、「感染拡大防止事業費補助金」は幅広く用途を認めているので活用してほしい、さらに国に対して支援を要請しているとの答えでした。

「新型コロナ」患者の入院勧告の取扱いの見直しについて

厚労省の10月14日付の通知文書「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について」で、新型コロナウイルス感染症に係る入院の勧告・措置の対象者について、65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者、その他の疾患等によって臓器等の機能が低下したり免疫の機能が低下しているおそれがある者、妊婦、新型コロナウイルス感染症の症状が重度又は中等度である者等に限定することとされました。その他、医師が入院の必要を認める場合や、都道府県知事が感染のまん延を防止のために入院の必要を認める者等も対象となります。

高知県の対応としては、東京等の状況と異なり、今のところ全て入院の対応との見解が、先日の当協会と県との懇談の場で示されています。

発熱等の症状を呈している医療従事者・介護従事者は積極的な検査を

10月16日付の厚労省事務連絡「医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について」では、重症化リスクの高い集団に接する医療従事者・介護従事者の「新型コロナ」の検査について、「とりわけ積極的な対応を」と示されました。

「疑義解釈その33~37」が発出されています

「新型コロナ」関連で新たに保険適用となった検査が示されています。

「発熱患者等が医療機関を受診した場合の主なフロー」について

10月16日付の厚労省事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた発熱患者等が医療機関を受診した場合の流れについて」が発出されています。3月9日付の「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」の活用も改めて呼びかけられています。

